

<p>表 題 (テーマ)</p>	<p>「特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定」締結式</p>
<p>日 時 (時期)</p>	<p>令和元年10月15日(火) 14時00分から</p>
<p>場 所</p>	<p>桑名市役所3階 第2会議室</p>
<p>内 容 (特記事項)</p>	<p>桑名市と西日本電信電話株式会社(N T T 西日本)三重支店において「特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定」の締結を行います。</p> <p>本協定は、災害発生時における被災者等の通信の確保を目的に、西日本電信電話株式会社(N T T 西日本)から非常用電話回線の提供を受け、災害時に避難所となる公共施設において特設公衆電話による被災者等へ通信の提供を実施するために、その設置及び利用・管理等に関する事柄を、双方合意のもとに定め締結するものです。</p> <p>特設公衆電話の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時、市内の避難所等などで非常用電話が利用できるよう、電話回線を事前に設置 ・避難所を開設した際等に、電話機を接続して利用開始 ・安否連絡などの発信専用で利用は無料 ・災害時優先電話として混み合っても繋がりがやすく、停電時でも利用可能 <p>事前に設置した施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桑部、在良、七和、深谷、久米、城南、多度、長島、伊曾島の各まちづくり拠点施設、大山田地区市民センター、長島防災コミュニティセンターの合計11カ所 ・その他の避難所への設置については、今後検討を行う